

七宗町一般不妊治療助成事業について

～人工授精での不妊治療～

不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とした事業です。不妊治療のうち、医療保険各法に基づく給付の対象とならない一般不妊治療（人工授精）に係る費用の一部を助成します。

◇ 対象となる治療

人工授精（ただし医療保険各法に基づく給付の対象とならないもの）

◇ 助成を受けることができる人

次の要件を全て満たす人です。

- ・一般不妊治療開始時点において夫婦（事実婚含む）であり、治療期間及び申請日のいずれにおいても、夫又は妻のどちらか一方又は両方が町内に住所がある人。
（他市長村との重複申請不可）
- ・県の基準をみたした医療機関において、一般不妊治療（人工授精）を受けた夫婦。

◇ 助成金額・期間

- ・1年度につき5万円まで（ただし自己負担額の2分の1以内）。
- ・助成期間は事前検査等を開始した月から継続する2年間。

◇ 申請方法

治療を行った年度と同じ年度内に、生きがい健康センターに申請してください。

<申請書類>

- (1) 七宗町一般不妊治療助成事業申請書（第1号様式）
- (2) 七宗町一般不妊治療助成事業受診等証明書（第2号様式）
- (3) 申請しようとする治療に係る領収書等の原本
- (4) 夫及び妻の所得額及び課税額を証明する書類
*「所得調書作成の承諾書」により省略できる場合があります。
- (5) 夫及び妻の住所地を確認できる書類
*住民票、免許証、保険証の写しなど
- (6) 七宗町一般不妊治療助成事業請求書（第3号様式）



【問い合わせ先】七宗町生きがい健康センター
（役場住民課健康係）

電話 48-2046 担当 平田